

京都市告示第515号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年12月27日

京都市長 門川大作

道路の種類                    市道  
 供用開始の期日              告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
金閣寺経9号線	北区紫野花ノ坊町30番地の1地先から同町33番地の5地先まで	旧	メートル 51.50	メートル 5.80 ~ 5.85
		新	51.50	6.00
金閣寺緯3号線	北区紫野花ノ坊町33番地の1地先内	旧	3.00	3.80
		新	3.00	4.00 ~ 9.80
今熊野経31号線	東山区今熊野日吉町48番地の62地先から同区今熊野阿弥陀ヶ峰町4番地の42地先まで	旧	20.00	4.50 ~ 4.65
		新	20.00	4.44 ~ 6.02
山科東野緯8号線	山科区東野八反畑町50番地の4地先内	旧	11.80	4.15 ~ 4.35
		新	11.80	6.01 ~ 6.03
葛野西緯22号線	右京区西京極浜ノ本町54番地の3地先から同町54番地の1地先まで	旧	26.00	3.95 ~ 4.00
		新	26.00	4.00 ~ 6.51

(建設局土木管理部道路明示課)